

金融庁  
厚生労働省  
告示第 号

労働金庫法第五十八条の三第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として労働金庫の行う業務ために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに第五十八条の五第六項、労働金庫法施行規則第六条の三第八項及び第六条の九第一号の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として労働金庫連合会の行う業務若しくはその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、労働金庫の従属業務を営む子会社が労働金庫のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月<sup>金融監督庁</sup>労働省告示第八号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。

平成十四年 月 日

金融庁長官 森 昭治  
厚生労働大臣 坂口 力

（定義）

第一条 この告示において「子会社」とは、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。）第三十四条第四項に規定する子会社をいう。

2 第二条において「従属業務」とは、法第五十八条の三第一項第一号イに規定する従属業務をいう。

3 第三条から第六条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」又は「保険会社」とは、それぞれ法第五十条の五第一項に規定する銀行、証券専門会社又は保険会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。

(労働金庫の従属業務を営む子会社が労働金庫のために営む従属業務に関する基準)

第二条 法第五十八条の三第一項第一号の場合において、従属業務を営む労働金庫の子会社が、主として当該労働金庫の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、労働金庫法施行規則(昭和五十七年 大蔵省 令第一号。以下「規則」という。) 労働省

第六条の三第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下「それぞれの業務」という。 ) について、当該労働金庫(同項第二号に掲げる業務については当該労働金庫の役職員を含む。)及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該労働金庫からの収入があること。

(労働金庫連合会の従属業務を営む子会社が労働金庫連合会又はその子会社の営む業務のために営む従属業務に関する基準)

第三条 法第五十八条の五第一項第四号並びに規則第六条の三第八項及び第六条の九第一号の場合において、従属業務を営む労働金庫連合会の子会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務について、当該労働金庫連合会(規則第六条の三第一項第二号に掲げる業務については当該労働金庫連合会の役職員を含む。)、その子会社及び当該労働金庫連合会の会員である労働金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該労働金庫連合会又はその子会社である銀行のいずれかからの収入があること。

(証券専門会社の従属業務を営む子会社が労働金庫連合会又はその子会社のために営む従属業務に関する

基準)

第四条 証券専門会社の営む業務のために従属業務を営む労働金庫連合会の子会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準については、前条の規定を準用する。この場合において、前条第二号中「当該労働金庫連合会又はその子会社である銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である証券専門会社」と読み替えるものとする。

（保険会社の従属業務を営む子会社が労働金庫連合会又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第五条 保険会社の営む業務のために従属業務を営む労働金庫連合会の子会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準については、前三条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該労働金庫連合会又はその子会社である銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である保険会社」と読み替えるものとする。

（労働金庫連合会の従属業務を営む子会社が労働金庫連合会のために営む従属業務に関する基準）

第六条 法第五十八条の五第三項の場合において、従属業務を営む労働金庫連合会の子会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む労働金庫連合会の子会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該労働金庫連合会（規則第六条の三第一項第二号に掲げる業務については当該労働金庫連合会の役員を含む。）及びその会員である労働金庫からの収入の額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。